

第2次自転車活用推進計画の概要



1. 総論 ※関係団体等の意見聴取、計画の骨子に関するWEBアンケート（総回答数4,997）、パブリックコメント（総意見数69）を通じて幅広く意見を求めた上で策定。

(1) 自転車活用推進計画の位置付け

自転車活用推進法に基づき策定する、我が国の自転車の活用の推進に関する基本計画

(2) 計画期間

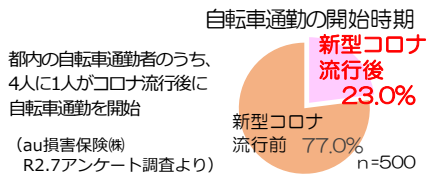
長期的な展望を視野に入れつつ、**令和7（2025）年度まで**

(3) 自転車を巡る現状及び課題

第1次計画からの社会情勢の変化等

コロナ禍における生活様式・交通行動の変容

- コロナ禍で、通勤・配達目的等の自転車利用のニーズが高まっている。



情報通信技術の発展

- 交通分野でもデジタル化が更に進展する可能性。（複数の交通モードやまちづくりとの連携等）



高齢化等も踏まえた「安全・安心」

- 健康や生きがいの観点から、高齢者、障害者等にも対応した様々な自転車の普及を更に進める必要。
- 配達目的等での自転車利用者が増加する中、危険な運転を防止するなど、安全の確保が課題。
- 自転車対歩行者の高額賠償事故が発生。一方、保険加入促進について、都道府県等の取組も進展。

脱炭素社会の実現に向けた動き

新たな低速小型モビリティの登場（自転車通行空間への影響）


2. 自転車の活用の推進に関する目標及び実施すべき施策


目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

- | | |
|----|---------------------------------|
| 施策 | 1. 地方公共団体における計画策定・取組実施の促進 |
| | 2. 自転車通行空間の計画的な整備 |
| | 3. 路外駐車場等の整備や違法駐車取締りの推進等 |
| | 4. シェアサイクルの普及促進 |
| | 5. 地域のニーズに応じた駐輪場の整備推進 |
| | 6. 情報通信技術の活用の推進 |
| | 7. 生活道路での道路交通の抑制や無電柱化と合わせた取組の実施 |

3. 自転車の活用の推進に関し講ずべき措置

第1次計画からの主な強化措置


- 地域の「自転車活用推進計画」策定の支援に加え、以下に取り組む。
 - ・計画の質の向上（ネットワーク路線の計画への位置付け等）
 - ・計画に基づく取組の実施のフォロー（整備事例の効果分析）等
- 安全で快適な自転車通行空間の創出のため、都市部を中心に計画策定し整備を推進。（利用者の多様性、将来に渡る使いわれ方等に留意しガイドラインも見直し）


<自転車の走行時に配慮した排水構造の例>
- 自転車利用環境の向上等のため、情報通信技術の活用を強化。
 - ・データを活用した計画策定への支援
 - ・自転車通行空間の整備状況等のオープンデータ化による経路検索等への活用
 - ・シェアサイクルへのMaaSやAIの活用 等


<自転車走行データの分析(前橋市)>

目標2 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現


- | | |
|---------------|--------------------------------|
| 施策 | 8. 国際規格に合致した自転車競技施設の整備促進 |
| | 9. 公道や公園等の活用による安全に自転車に乗れる環境の創出 |
| | 10. 自転車を活用した健康づくりに関する広報啓発の推進 |
| 11. 自転車通勤等の促進 | |

- 企業の自転車通勤のための環境整備を更に推進。
 - ・「自転車通勤導入に関する手引き」の見直し
 - ・環境整備のための支援策の具体化 等


<企業の駐輪スペースの設置>
【出典：国土交通省】

目標3 サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現


- | | |
|----|---------------------------------------|
| 施策 | 12. 国際会議や国際的なサイクリング大会等の誘致 |
| | 13. 走行環境整備や受入環境整備等による世界に誇るサイクリング環境の創出 |

- サイクリング拠点やコンテンツ等の充実を図る。
 - ・商業施設（コンビニ等）等と連携した受入サービスの充実
 - ・サイクルツーリズムを含む体験型・滞在型コンテンツの推進
 - ・マウンテンバイクのコース整備や森林の保全管理等の推進
- サイクリングルートの持続的な磨き上げを実施。（ナショナルサイクルルート等の整備、JNTOサイト等を活用した情報発信）


<森林でのMTB走行>
【出典：林野庁】

目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

- | | |
|----|---------------------------------------|
| 施策 | 14. 高い安全性を備えた自転車の普及促進 |
| | 15. 多様な自転車の開発・普及【新規】 |
| | 16. 自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の促進 |
| | 17. 交通安全意識の向上に資する広報啓発活動や指導・取締りの重点的な実施 |
| | 18. 学校等における交通安全教室の開催等の推進 |
| | 19. 地方公共団体における計画策定・取組実施の促進（再掲） |
| | 20. 自転車通行空間の計画的な整備（再掲） |
| | 21. 災害時における自転車の活用の推進 |
| | 22. 損害賠償責任保険等への加入促進【新規】 |

- 高齢者、障害者等も含め、身体に合った多様な自転車の開発・普及を推進。
- 身体に合った自転車選びをアドバイスする人材を通じ、適切な自転車購入を支援。


<三輪アシスト自転車研究>
【出典：東北大学平田研究室】
- 交通安全の啓発の対象・機会について、以下を新たに計画に明記し推進。
 - ・対象：配達員や自動車運転者を含む道路利用者全体、（小学校以上の学校教育に加え）未就学児やその保護者
 - ・機会：自転車購入時等、自動車運転免許更新時講習（高齢者講習）
- 条例策定支援のほか、自転車販売店等を通じて保険加入を促進。

持続可能な社会の実現に向け、自転車の活用の推進を一層図る

4. 自転車の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 関係者の連携・協力
- 計画のフォローアップと見直し
- 調査・研究、広報活動等 等